新型リフォームローン〔暮らすアップ〕

（令和６年４月１日現在）

１．商品名	新型リフォームローン〔暮らすアップ〕（かんそうしん保証付）
２．ご利用いただける方	(1) お申込時の年齢が満 18 歳以上満 65 歳以下で、最終返済時の年齢が満 75 歳以下の方。 (2) 前年の税込年収が 200 万円以上の方。 (3) 居住地または勤務地のいずれか一方が当行の営業区域内の方。 (4) 安定した収入が継続して得られる職業・職種の方。 (5) 勤労者（正社員）の方は現勤務先で１年以上勤務、自営業者の方は現職業で３年以上営業。 (6) 住宅が本人所有（共有含む）で居住していること。 住宅が家族の所有（配偶者・親・子に限る）の場合は、同居を原則としますが、所有するご家族の連帯保証を条件に別居でも利用ができます。 (7)資金使途が空き家解体にかかる費用の場合、本人または同居の配偶者、親もしくは子(別居でも可)が所有する物件であること。(但し、申込人と所有者が異なる場合、事前に所有者の承諾を得ていること。) (8)当行指定の団体信用生命保険に加入できる方。但し、ご融資金額 500 万円以下の加入は任意となり、また、ＷＥＢ完結型に団体信用生命保険の設定はございません。 全疾病団信の加入は、加入日現在１８歳以上５０歳以下とさせていただきます。 (9) 当行指定の保証会社の保証が得られる方。 ※ローン取引先は延滞がないこととさせていただきます。
３．資金使途	次の資金とさせていただきます。なお、支払後３ヶ月以内の費用についても対象とします。 (1) 住宅（店舗や事務所との併用住宅含む）の増改築、内装、外装、補修工事、付属建物の建設資金。 (2) 門塀構築、造園（温室等を含む）、ガレージ設置、冷暖房、室内装飾、太陽光発電システム等の設備資金。 (3) 増改築に伴う家具・インテリア、システムキッチン等の購入資金。 (4) 土留めや上・下水道工事費用。 (5) 墓地・墓石購入資金。 (6) 住宅・マンション購入時（新築物件および中古物件）および住宅新築時にかかる諸費用（(1)から(4)の費用・資金）、オプション費用、付帯費用、転居費用。 ※但し、ＷＥＢ完結型は対象外となります。 (7) 住宅関連資金借入の肩代わり資金。 ※住宅関連資金借入は当行所定の借入先とし、約定延滞のないこととさせていただきます。但し、ＷＥＢ完結型は対象外となります。 (8) 今回リフォーム資金と既存住宅借入の一本化資金。 ※既存住宅借入は当行・他行とも有担保ローン、無担保ローンおよび期間を問わず住宅関連資金のみとさせていただきます。但し、ＷＥＢ完結型は対象外となります。 (9)空き家となっている建物および附属建物等の解体にかかる費用 ※事業性建物（店舗、工場、事務所など）の費用およびは対象外です。但し、居宅と併用の場合は対象とします。 ※ＷＥＢ完結型は対象外となります。 (10)住宅物件の購入資金。 ※ご本人が所有（共有）して居住するための住宅の購入とさせていただきます。また、土地のみの購入資金は対象外となります。 ※新規住宅ローンの不足分について、本ローンのご利用は対象外となります。 ※ＷＥＢ完結型は対象外となります。

（令和６年４月１日現在）

４．融資金額	(1)10 万円以上 2,000 万円以内（1 万円単位） 但し、「空き家解体にかかる費用」、「ＷＥＢ完結型」の場合は、500 万円以内とします。 (2)今回申込金額と当行指定の保証会社付き無担保ローン利用残高（カードローンは契約金額）が 2,000 万円以下とします。 (3)パート･アルバイト･契約社員･嘱託社員の方は､300 万円を上限とします。
５．融資期間	1 年以上 20 年以内（1 ヵ月単位） なお、当行の住宅ローン（住宅金融支援機構等の借入含む）利用先に限り、当該住宅ローンと同一期間（最長 40 年以内、既利用先は残期間）を利用できます。 ※１.固定金利は融資期間 15 年以内とさせていただきます。 ※２.空き家解体にかかる費用の場合、10 年以内とさせていただきます。
６．融資利率 (新規利率)	【固定金利の場合】 借入期間中、全期間固定金利となります。新規利率については、年 2 回見直しを行っております。現在の新規利率はホームページでご確認いただくか、店頭窓口にお問い合わせください。 【変動金利の場合】 次の変動金利型のいずれかをご選択いただきます。 (1) 変動金利型（5 年ルール適用） 原則として、毎年 3 月 1 日、9 月 1 日の当行住宅ローン基準金利を基に 4 月 1 日、10 月 1 日より適用します。 ※5 年ルールとは 5 年間返済額を変更しないルールとなりますが、詳しくは下記　８．返済方法(2) を参照願います。 (2) 変動金利型 原則として､毎年 3 月 1 日､9 月 1 日の当行新長期プライムレートを基に､4 月 1 日、10 月 1 日より適用します。 ※「空き家解体にかかる費用」については、変動金利にて対応させていただきます。
７．融資後の利率の見直し	【変動金利の場合】 (1) 変動金利型（5 年ルール適用） 毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の当行住宅ローン基準金利を基に融資利率の見直しを行い、6 月および 12 月の約定返済日の翌日より新利率を適用します。なお、ボーナス時の増額返済併用をご利用いただいている場合は、6 月または 12 月以降、最初に到来する増額返済日の翌日より新利率を適用します。 ※5 年ルールとは 5 年間返済額を変更しないルールとなりますが、詳しくは下記　８．返済方法(2) を参照願います。 (2) 変動金利型 毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の当行新長期プライムレートを基に、融資利率の見直しを行い、5 月および 11 月の約定返済日の翌日より新利率を適用します。なお、ボーナス時の増額返済部分については、新・旧利率による分かち計算をします。
８．返済方法	(1) 毎月の元利均等返済 （毎回の元本と利息の合計返済額を一定にする返済方法です。） なお、融資金の 50%以内で年 2 回のボーナスによる増額返済の併用ができます。 (2) 変動金利型（5 年ルール適用）については、次のとおりとします。 ① 毎回の返済額は､10 月 1 日を基準日とする融資利率の 5 回目の見直しを行うまでは、融資利率に変動があった場合でも、返済額の中の元本分と利息分の割合を調整しますので、5 年間は返済額の変更はしません。 ② 返済額の見直しは 5 年毎に行いますが、新返済額は旧返済額の 1.25 倍を上限とします。なお、返済額が減少する場合は、そのまま減額します。当初の借入期間が満了しても未返済額がある場合には、原則として最終返済日に一括してご返済いただきます。

(令和６年４月１日現在)

９．担保・保証人	原則として必要ございません。（当行指定の保証会社の保証をご利用いただきます。）但し、次の方は連帯保証人とさせていただきます。 (1)返済能力判定における年収合算者の方。 (2)住宅の所有者の家族（配偶者・親・子に限る）で、申込人と別居の方。 (3)「空き家解体にかかる費用」の場合は、連帯保証人は不要です。
10. 返済額の試算	店頭にてお申し出いただければ返済額を試算します。
11. 保証料	保証料は当行所定の金利に含まれます。
12. 手数料	事務取扱手数料・・・・・11,000 円（消費税含む）
13. 金利情報	金利については窓口でお問い合わせください。
14. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人　全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室 ０５７０－０１７１０９または０３－５２５２－３７７２ ・受付日　月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く） ・受付時間　午前９時～午後５時

※資金使途確認資料や支払確認資料およびリフォーム現場写真をいただくことがあります。
※審査の結果によっては、ローンご利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承下さい。